

震災と損害賠償

潮海一雄

一はじめに

震災とともに生ずる法律問題で損害賠償請求にかかる事例と問題点をとりあげることが筆者に課せられた役割である。

阪神・淡路大震災でどのような損害賠償請求がらみの法律問題が生じているか

は、新聞のほか各地の法律相談からある程度知ることができる。また、ひろく震災といふことになると過去に地震で生じた損害賠償請求訴訟の裁判例などからも取り上げることができる。

ところで、阪神・淡路大震災をめぐる民事紛争を解決するために「罹災都市臨時斡旋仲裁センター」が四月一七日に設立された。これは、神戸、大阪、豊中、宝塚、西宮、芦屋、尼崎の七市に設けられたもので（設置は一年間）、紛争を裁

判にまで持ち入ります弁護士を仲裁人として解決策を探るシステムである。開設から六月二日までの申立受理状況は一〇六件で、事件分類からみると、建物明渡

が三五件で一番多くついで賃貸借条件が三〇件、優先借地・借家請求が一五件、四番目に損害賠償請求の一〇件となっている。損害賠償請求の内容は、自己の持家が地震で全壊して倒れかかったため隣家から損害賠償請求がなされたもの、震災による隣接地工事のため持家に被害が生じたとして損害賠償請求がなされたものの、賃借家屋の解体の際に家財道具とともに処分されたとして損害賠償を求めたもの、マンションで水道管が破裂し水もれが生じたとして損害賠償請求がなされたもの、震災復興車の交通事故に関するもの、などとなってい。また、大阪弁護士会館で実施した一月二六日から三月末までの電話・面接相談件数四〇

九五件中、借家関係が五〇%、借地関係が一五%で、損害賠償関係は五%と少ない。

（1）六月九日に大阪弁護士会相談課に問い合わせた結果である。

（2）坂本秀文「阪神・淡路大震災における法律相談」ジユリスト一〇七〇号一八二頁以下。

二近隣関係にある者の間の損害賠償請求

1 隣接するB所有の建物が地震で壊しA所有建物にもたれかかっている場合

今回の震災では、Bは公費で解体撤去ができるのでその手続きをとるのが通常である。神戸市の例では、まずBは、次のような解体撤去処理に関する願出書を市に提出する。「下記の建物については、第七条で権利関係の調整等と損害賠償に

倒壊等により人命の危険及びその他公共の利益に多大な損害を引き起す恐れがあるので、解体撤去の処理をしたいので願い出ます。なお、当該建物の解体撤去の処理に関しては、占有者、関係権利者、並びに付近住民等の同意を得ておりますので、解体撤去の処理をしており申立てること及び争訟の提起はいたしません。また解体撤去処理に伴う事後の紛争があつた場合は、建物所有者の責任において解決します。」

次に、「解体撤去処理業務契約書」（いわゆる三者契約書）の締結の手続きをしなければならない。すなわち、神戸市（甲）、解体処理業者（乙）、物件の所有者（丙）の間で契約を締結する。この中で損害賠償にからむ条項は、三カ所ある。まず第五条で「乙は、この業務の処理により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない」と規定している。当然のことである。次に第六条の第一項で、「乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行ができなくなつたと認められるとき、甲は、この契約を解除することができる。」とし、その第二項で、「前項の契約の解除によって甲に損害が生じたとき、甲は、乙に対し、損害の賠償を求めることができる。」と定めている。さらに、

関する定めをอยいている。すなわち、
「丙は、この業務の着手にあたってはこの
物件にかかる債権者、抵当権者その

他一切の関係権利者の同意を得なければ
ならない。2 丙は、前項の関係権利者
の同意について紛争が生じたときは、丙

の責任において解決しなければならぬ
い。3 丙が前2項に規定する義務を履
行できないとき、甲は、この契約を解除
することができる。4 前項の契約の解
除によって甲に損害が生じたとき、甲は
丙に対し、損害の賠償を求めることがで
きる。」

ところで、この三者契約の締結は、今回
の地震のように大量の解体物件が生じ
た場合かなりの日数を要する。たとえ
ば、筆者の自宅の場合、知人の経営する
工務店が迅速に手続きをしてくれたがそ
れでも三者契約を経て解体撤去作業が完
了したのは、地震発生から三ヶ月先であ
った。一般に、AはBに対し早急に解体
撤去をせよと迫ってくる。Bの方は、知
人の工務店にお願いをしているが山ほど
仕事をかかえていて仕事に着手してもら
えないとか、三者契約の締結に向けて書
類は提出せずみなで待つてほしいと反論
するであろう。この場合に物權法の教科
書に登場する典型的な妨害排除請求と費
用負担の問題が生ずる。解体を急がない
と隣接家屋に重大な影響が生ずるかどうか

かは素人には判断しにくいが、ともかく
AはAの費用で妨害排除請求をなしうる
と考えられる（受忍請求権説）。筆者も

隣接家屋所有者Aからの解体撤去請求に
応じたので、隣接部分の自宅の一部が解
体撤去されてしまった。

問題は、Bが解体撤去の願出を市当局
に出さないで他府県へ避難したまま無人
になっている場合とか、どこへ避難され
たかわからない場合とか、B所有家屋に
賃借人Cが居住していてCが解体撤去に
同意しない場合である。前の二つのケー
スの場合、Bが解体撤去の願出をとりう
るのに放置していく相当期間経過後にA
家屋に損害が拡大して生じた場合、特段
の事由のない限り損害賠償責任が生じう
ると考えられる。三つ目の賃借人Cが解
体撤去に応じない場合である。建物が全
壊しているので賃貸借契約は終了してお
り、Cには荷物を撤去して明け渡す義務
がある。しかし、事實上居住していく解
体撤去に応じない場合といえる。Bとし
ては現実にCに明け渡してもらわないと
解体撤去はできないだろう。Cが退去し
ないことは違法であり、AからCに対し
こうむった損害の一部の賠償請求を認め
る余地がある。一般に解体作業が進ま
ない理由として、①決定的な人手不足、
②廃棄物処理場までの道路渋滞、③傾斜
地ではショベル機などの重機が使えな

い、④解体を依頼してこない所有者もい
る、などが指摘されている。

理論的には、所有権者のAは所有権侵
害の恐れがあるとして物権的請求権の一
種の妨害予防請求権行使できる。危険
予防措置のための費用については共同で
分担することも考えられてよい。

地震によりB所有建物が傾き倒壊の危
険が生じ、危険予防措置をとることが可
能であるのに相当な期間内に危険予防措
置をとらなかつた場合において倒壊して
Aに新たな損害を生ぜしめたときは、B
に損害賠償責任が発生することがある
う。現実に発生したことであるが、五月
一二日の早朝、神戸・三宮のオフィス街
で解体準備中の八階建ビルが突然くずれ
おち隣りの四階建ビルも一緒に倒壊して
しまった。四階建ビルの所有者のAさん
は、早期解体を要求して隣りのビルのオ
ーナーと交渉していた。Aさん所有の四
階建ビルには入居者がおり、Aさんはこ
のまま泣き寝入りする訳にはいかない、
損害賠償も辞さないという。

これは、民法七一七条の土地の工作物の
設置または保存の瑕疵による損害賠償
責任にかかる問題である。

判例によれば、塀は土地の工作物にあ
たる。「瑕疵」とは、その物がその種類
に応じて本来備えているべき（特に安全

性について）性状や設備を欠いているこ
とである。先例として昭和五三年に發生
した宮城県沖地震で小学生が倒壊したブ
ロック塀の下敷になつて死亡した事故に
つきブロック塀の所有者の土地工作物責
任が問題になったケースがある。右訴訟
の判決は、(1)「一般にブロック塀の設置
又は保存に瑕疵があるとはブロック塀の
建築及びその後の維持、管理に不完全な
点があつて、ブロック塀が安全性を欠い
ていることをいうものであるが、その要
求される安全性は、……当該工作物の通
常備えるべきいわゆる相対的な安全性を
いうものと解すべきである」と、(2)ブ
ロック塀に瑕疵があつたか否かは、「地
震そのものの規模に加えて、当該建築物
の建てられている地盤、地質の状況及び
当該建築物の構造、施工方法、管理状況
等」を総合して「ブロック塀がその建築
された当時通常発生することが予測され
た地震動に耐え得る安全性を有していた
か否かを客観的に判断」すべきであるこ
と、(3)仙台においては、過去において震
度六以上の地震の観測例がないことが認

- 3 ブロック塀等が倒壊して通行中の
①人身事故が生じたり、隣接地に
損害を与えた場合

められ、本件ブロック塀築造当時に於ては震度五程度の地震が仙台市近郊において通常発生することが予測可能な最大級の地震であったと考えられること、(4)本事故現場では震度五を越える強い震度であった可能性が十分考えられ、本件ブロック塀がその築造当時において通常予測すべき震度五の地震に耐ええない強度のものであつたと速断することはできない、と判示して工作物責任を否定している。この判決に対しても、「今回の地震の規模そのものは、わが国ではそれほど特別なものではなく、被害が集中したのは地盤の軟弱な地域である。そのことは、すでに昭和三九年の新潟地震が証明している。したがって、軟弱な地盤に建物を建てる場合には、そうでない場合よりも、より安全性を考慮すべきではなかろうか。仙台地区のブロック塀が全部倒れたら、まさしく天災というほかないが、地域差があり、また同一地域でも全部のブロック塀が倒れたわけでもないのでは、やはり本件ブロック塀については瑕疵の存在が認められるべきである。」との批判がある。

今回の阪神・淡路大震災は、東灘区から芦屋市・西宮市にかけての地域は震度六と一部は震度七であり、したがってこれらの地域に関する崩落事故の責任を追及する」とは困難であろう、との解説があ

(1) ある。しかし、震度五で倒壊すれば瑕疵ありとし、震度六以上なら倒壊しても不可抗力で瑕疵はないという線引きが果たして妥当なのか、安易な数字のひとり歩きには疑問を呈したい。専門的な検討も必要ではないかと考える。

なお、地震により駐車場などの塀が倒壊する危険性がある場合、相当な期間中第三者に損害を与えた場合、工作物責任を問うことは可能である。

4 賃貸家屋解体の際に家財道具を持ち出せなかつた賃借人からの賠償請求

(1) 建物が全壊して倒壊のおそれがあるので解体が緊急を要する場合
賃借人が建物に入つて家財道具を持ち出すことは危険である。この場合に

は、できるだけ解体作業を慎重に行い、解体をしながら家財道具を取り出すよう業者に協力を求めることをすべきである。やはり本件ブロック塀については瑕疵の存在が認められるべきである。」との批判がある。

今回の阪神・淡路大震災は、東灘区から芦屋市・西宮市にかけての地域は震度

要求を出している⁽¹⁾。同住宅は鉄筋一二階建てのA、B、C三棟があり、いずれも地震で傾き、立ち入り禁止とされた。特に被害の大きかつたB棟は一月二五日から解体されたが、これに先立つて市は、住民から①二次災害に遭つても市に損害賠償を求めない、②部屋に残した家財などの所有権を放棄する、などとする誓約書を取り、一月二四日に一時間に限つて家財の持ち出しを認めたといふ。しかし、三棟の住民が一齊に住宅に殺到したうえ、短時間のため、生活必需品すら十分に持ち出せなかつた人も多かつたようである。A、C両棟も三月一三日から解体が始まつたが、両棟の住民に対しても改めて家財を持ち出す機会が与えられている。B棟六世帯の人々は不公平であるとして家財補償の陳情を行つたという。

(2) 建物が全壊して倒壊のおそれがあるが隣接家屋への影響もなく解体が緊急を要しない場合

この場合も現実的処理として、賃貸人は賃借人と話し合つて解体作業に時間をかけて、家財道具の取り出しと解体を行つて行つのが得策である。かかる方策をとりうるのに賃貸人も業者も協力をせず乱暴に解体作業をした場合は、賃借人の家財道具に対する所有権の侵害を理由に損害賠償請求を認めることが可能と

なつてくる。しかし、建物が高層ビルとなるとのような現実的処理も困難であろうし、倒壊のおそれのあるビルを放置することは、通行人があることも考へると問題であろう。

(3) 本題からそれが、賃借人が明け渡しに反対していたため賃貸人が勝手に賃借人の荷物を持ち出して解体した場合

阪神大震災で住んでいたアパートが被災した住民が、「了解もなく部屋の荷物を持ち出し、建物を解体したのは賃借権の侵害⁽²⁾」にあたるとして、家主と解体業者を相手どり一一〇万円の損害賠償を求める訴えを大阪地裁に起こしている。この男性が住んでいた木造二階建アパート（五世帯入居）は、阪神大震災で屋根がわらがずれたり、壁にひびが入るなどの被害を受け、家主から入居者に対し、「危険なので、敷金と見舞金十萬円を支払う代わりに二月十日までに明け渡してほしい」との要請があつたが、この男性だけが応じなかつた。家主側は二月一〇日からアパートの解体作業に入り、部屋の荷物を外に運び出して建物をすべて解体してしまつた、という。その間、解体禁止を求める仮処分申請は出されいた。この賃借人は、アパートが全壊していないことを前提に賃借権の存続を主張しているが、建物が全壊しているかどうか

か新聞記事からははつきりしない。建物が全壊していると賃借権は消滅しているので原告主張のような構成はどれなくななる。無断で部屋のかぎをこわして部屋に入りこんだことを理由として損害賠償請求をすることが考えられるであろう。

5 マンションの水道管破裂・漏水

法律相談の事例であるが、マンションの居住者が地震に備えいつも風呂の水を抜かずにつけていたところ、今回の地震で風呂の栓が飛び上がり、同時に排水管がこわれたため水が階下に漏れ、階下の人から損害賠償を求められているというものである。民法七一七条の土地工作物責

任に関する事案であるが、風呂場・排水管が通常予期できる範囲の地震で損壊したとすれば、設置または管理の瑕疵の責任を問えるかもしれない。しかし、地震が予期できないような大地震だった場合には、それで漏水事故が生じても、右施設に瑕疵があつたという推定は成り立たないようと思われる。

(3)

平成七年六月五日付各紙朝刊で他府県へ避難していく無人となった民家が雨で倒壊したとか、半壊した文化住宅（四戸）が倒壊し隣接家屋にもたれかかったとかの報道がなされている。

(4) 朝日新聞平成七年六月六日付朝刊。

(5) 東京高判昭和五一・四・二八判時八二〇号六七頁、東京高判昭和五八・三・一七

判例タイムズ四九七号一一七頁等。

(6) 読売新聞平成七年五月一二日付夕刊。

(7) 幾代通著「德本伸一補訂・不法行為法一六八頁。

(8) 仙台地判昭和五六・五・八判例時報一〇〇七号三〇頁、判例タイムズ四四六号四八頁。

(9) 五十嵐清・判例評論二七五号五一頁。

目崎哲久「民事判例研究」法律時報五四卷四号一三一頁も同旨。

(10) 近畿弁護士連合会編「地震に伴う法律問題Q&A」一五七頁。

(11) 朝日新聞平成七年四月七日付朝刊。

(12) 朝日新聞平成七年三月九日付朝刊。

(13) 山本哲男「避難所での法律相談体験記」自由と正義四六巻五号一六四頁。

三 宅地造成・販売業者、

国・自治体への賠償請求

地震で土地が陥没したり、建物が損壊した場合の損害賠償の問題については、昭和五三年の宮城沖地震で訴訟になったケースがある。地震で土地が陥没したり、建物が損壊するなどの被害を受けた

四 火災保険金の支払をめぐる問題

不動産所有者らは、宅地造成・販売業者らに対し民法五七〇条の瑕疵担保責任市・県に対しては宅地造成等規制法に基づく規制権限不行使を違法として国家賃貸法一条の責任等を追及したが、震度六の地震によって陥没するなどの被害のあった土地に「隠れたる瑕疵」がないこという「地震免責条項」があるが、原

と、震度六の地震によって陥没するなど

の被害のあつた造成地につき県および市が宅地造成等規制法一六条に基づく改善命令を発しなかつたことが違法でない、といった判決がみられる。¹³⁾阪神・淡路大震災では、埋立地で液状化現象から家屋等の建物が傾斜するケースが多く出ており、大手建設会社に補強を求める工事が殺倒している¹⁴⁾。芦屋市では、一メートル当たりの傾きが五センチを超した場合は全壊、神戸市は五センチ以上を全壊としているようであるが、いろいろな法令をクリアして埋立・造成された土地に生じた新たな問題である。

(14) 仙台地判平成四・四・八判例時報一四四六号九八頁、判例タイムズ七九二号一〇五頁。

(15) 朝日新聞平成七年二月二七日付朝刊。

(16) 朝日新聞平成七年四月二一日付朝刊。

五 おわりに

以上の問題のほかに今回の大地震で阪神高速道路神戸線が六〇〇メートル余にわたって横倒しになり一六名の方々が亡くなっている。施工不良、補強不足も指摘されているところから補修を怠つてたことも考えられ国家賃貸法二条の設置・管理の瑕疵が問題となりうる。二階建道路の設置そのものが問われている点も忘れてはならない。

(しおみ・かずお 甲南大学教授)

告住民側は、この条項を基にして保険会社が支払いを拒否する場合、地震と出火の因果関係を立証しなければならないとし、原告の側の火災では出火原因は不明確で免責されないケースに当たるとしている。すでに一昨年の北海道函館沖地震で奥尻島の住民が損害会社を相手に保険金の支払い請求訴訟を起こし係争中であり、免責条項そのものの有効性、免責条項の解釈などとともに注目されるところである。

(17) 朝日新聞平成七年六月二九日付朝刊。